

○熱海市総合計画審議会条例

昭和50年11月1日

条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、熱海市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第2条第4項の規定により定める市の基本構想に関すること。
- (2) 市の基本構想に基づく総合計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第6号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。